

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令請求事件

原告 134名

被告 国

上 申 書

平成25年3月28日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告指定代理人

近 藤 裕 之

永 井 孝 治

山 本 剛

大 西 一 彰

澤 田 勝 弘

松 山 香 織

松 島 太

小 河 好 美

大 橋 広 志

西岡典子

谷口弘美

鶴園孝夫

依田圭司

小澤良太

石森博行

新垣琢磨

伊藤彩菜

市村知也

布田洋史

澤田智宏

佐久間清美

小林勝

渡邊桂一

一ノ宮崇

頭書事件につきましては、原告らが平成25年3月13日付けで提出した申出書（以下「本件申出書」という。）について、下記のとおり上申します。

記

原告らは、本件申出書において、貴裁判所に対し、「原子力規制庁が作成し保管する『放射性物質の拡散シミュレーション』の試算結果のうち、大飯発電所における実効線量の『すそ値』のデータ（公表されている方位S以外の15方位に関するもの。）」（以下「本件データ」という。）の任意提出を被告に促すことを求めているようである。

しかしながら、本件シミュレーションにおいては、解析システムであるMACCS2は、試算上全方位の比較検討は行うが、線量値として示される結果（データとして表示されるもの）は、最大値となる方位（大飯発電所について言えば南（S）方向）の線量値のみである。

そのため、本件データは存在しておらず、被告は、本件データを所持していない。